**令和７年度　社会福祉法人指導監査資料**

**一般指導監査提出資料　自主点検表　法人運営**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人所在地 |  |
| 記入者職名・氏名 | 職名　　　　　　　　　　　　　 | 氏名 |
| 連絡先 | 電話 | FAX | Eメール |
| 記入年月日 | 令和　　　　年　　　　　月　　　　　日 |

**自主点検表記入要領**

１ 自主点検表の対象

　　この点検表は、社会福祉法人指導監査の法人運営を対象としています。

２　指定があるものを除き、原則、記入日時点の内容を記入してください。

３　自主点検表項目の設問については、該当する答えにチェックをするとともに、記入欄には必要事項を記入してください。

４　記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式を追加してください。

５　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料は下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **文中の略称** | **名称** |
| 社会福祉法 | 社会福祉法　昭和２６年３月２９日法律第４５号 |
| 指導監査ガイドライン | 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について　別紙「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日　雇児発0427第7号） |

甲府市福祉部指導監査課（令和7年5月）

| **自主点検項目**・年　　　回開催・直近の開催日　　　年　　月　　日 | **点検結果** | **記入欄及び点検のポイント** | **根拠法令等****[確認資料]** |
| --- | --- | --- | --- |
| **１　定款** |
| **(1)定款に必要事項が記載されていますか。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 該当するものに✓を付けてください。 |
| 目　　的 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 名　　称 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 社会福祉事業の種類 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 事業所の所在地 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 評議員及び評議員会に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 役員の定数その他役員に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 理事会に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 会計監査人に関する事項（設置する場合に限る） | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 資産に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 会計に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 公益事業の種類（行う場合に限る） | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 収益事業の種類（行う場合に限る） | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 解散に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 定款の変更に関する事項 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |
| 公告の方法 | [ ] 有　　　　[ ] 無 |

 | 指導監査ガイドラインP3 |
|  | ・定款に記載することが必要な事項は次のとおりです。①目的（第１号）②名称（第２号）③社会福祉事業の種類（第３号）④事務所の所在地（第４号）⑤評議員及び評議員会に関する事項（第５号）⑥役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第６号）⑦理事会に関する事項（第７号）⑧会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。第８号）⑨資産に関する事項（第９号）⑩会計に関する事項（第10号）⑪公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第11号）⑫収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第12号）⑬解散に関する事項（第13号）⑭定款の変更に関する事項（第14号）⑮公告の方法（第15号） | 社会福祉法第31条第1項各号 |
| **(2)定款と実際の事業が合致していますか。**＜「いいえ」の場合は、①の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドラインP3 |
| **①定款と合致していない事業について内容を記入してください。** | **〇定款に記載されている事業で行っていない事業****〇定款に未記載の事業で行っている事業** |  |
| **(3)定款の施行についての細則（定款施行細則）を定めていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | 定款施行細則で定める事項の例示・評議員選任に関すること・役員選任に関すること・評議員会の運営方法、開催手続き等・理事会の運営方法、開催手続き等・監事監査に関すること・事務の専決（理事長の専決事項等）・その他定款施行に必要な事項　 | 定款例 |
| **(4)理事長の日常の業務のうち、右に挙げる内容については、定款施行細則等に規定されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事長が専決できる人事の範囲・理事長が専決できる契約の金額及び範囲・理事長が専決できる固定資産の取得の範囲・理事長が専決処分できる固定資産等の範囲　等 | 定款施行細則例 |
| **２　登記（組合等登記令に基づく登記）** |
| **(1)変更登記が必要な事由が発生した場合に、変更登記を行っていますか。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | ①変更登記（最終）年月日 | ②変更登記必要の有無 |
| 名称 | 　　　年　　月　　日 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 事業所所在地 | 　　　年　　月　　日 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 代表権を有する者の氏名、住所 | 　　　年　　月　　日 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 目的・事業 | 　　　年　　月　　日 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 資産の総額 | 　　　年　　月　　日 | [ ] 有　　　[ ] 無 |

※「②変更登記の必要の有無」の欄は、この指導監査資料作成時において、変更登記が必要な事由が発生しているが、登記が済んでいない場合に「有」としてください。**〇変更登記の必要の有無欄を「有」とした事項の内容を記入してください。** | 指導監査ガイドラインP77 |
|  | ・変更登記の手続は、変更を生じた時（又は認可時）から2週間以内に行わなければなりません。ただし、「資産の総額」については、会計年度終了後3か月以内（6月末）です。 | 組合等登記令第2条、第3条 |
| **(2)登記簿上の資産総額は、貸借対照表の純資産合計と一致していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **３　内部管理体制　　※特定社会福祉法人のみ回答** |
| **(1)特定社会福祉法人の場合、理事会において内部管理体制の整備について決定していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・内部管理体制の整備が義務付けられる特定社会福祉法人とは、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人です。 | 社会福祉法施行令第13条の3 |
| **４　評議員及び評議員会** |
| **(1)評議員****①評議員について、次の事項を記入してください。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定数（定款に規定） | 現員 | 欠員（欠員発生日） |
| 名 | 名 | 名（　　年　　月　　日） |

・評議員会は、理事定数を超える数の評議員をもって組織するとされています。 | 指導監査ガイドラインP6～9社会福祉法第40条第3項 |
| **②評議員には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **③法令又は定款に定められた方法により、評議員の選任が行われていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **④評議員選任に係る右の書類等を整備していますか。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 整備状況 |
| 評議員名簿 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 評議員就任の意思表示があったことが確認できる文書（就任承諾書等） | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 履歴書等 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 定款で評議員選任のために定められた方法によって、評議員を選任していることを証する書類（評議員選任・解任委員会議事録等） | [ ] 有　　　[ ] 無 |

・評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任された者であること、及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを客観的に確認するため、評議員の選任に関する書類（履歴書、評議員選任・解任委員会議事録等）は法人において保存される必要があります。・評議員就任の承諾の有無については、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書等の徴収）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要があります。 |  |
| **⑤評議員の任期は、就任承諾書等の書面で明確になっていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **⑥評議員について、欠格事由に該当する者、各評議員若しくは各役員と親族等特殊の関係にある者等評議員になれない者が選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** | ・欠格事由①法人②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者・親族等の特殊の関係にある者①配偶者②三親等内の親族③厚生労働省令で定める者・法人の役員又は職員を兼ねることはできません。 | 社会福祉法施行規則第2条の8 |
| **○いるの場合、当該評議員の氏名及び欠格事由、特殊の関係等の内容を記入してください。** |
| **⑦評議員選任について、欠格事由に該当していないことを確認した際の方法を記入してください。** | **〇欠格事由に該当していないことを確認した際の方法**・確認方法の例示履歴書、誓約書、官公署が発行する書類等  |  |
| **⑧当該法人に係る施設整備・運営と密接に関連する業務を行う者が評議員として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **○いるの場合、当該評議員の氏名及び関係を記入してください。** |
| **⑨関係行政庁の職員又は地方公共団体の長等が評議員として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **○いるの場合、当該評議員の氏名及び関係を記入してください。** |
| **⑩暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員として選任されていませんか。** | **〇暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認した際の方法を****記入してください。**・確認方法の例示履歴書、誓約書、官公署が発行する書類等  |  |
| **(2)評議員会****①評議員会の招集通知は、法令及び定款に定めたとおりに発出され、開催年月日、場所、議題、議案の概要が明記された書面が、事前に送付されていますか｡** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所等を定め、評議員会の１週間(中7日間)以上前（定款により短種可能）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知しなければなりません。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14 日間）以上（理事会開催日を0日として15日目以降）の間隔を確保すること。なお、電磁的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得なければなりません。 | 指導監査ガイドラインP9～13 |
| **②今年度及び前年度において、招集通知を省略して開催した評議員会がありますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員**全員の同意**があるときは、招集の手続きを省略し、評議員会を開催することができますが、この際には、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。 | 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、社会福祉法施行規則第2条の12 |
| **○はいの場合、評議員全員の同意が確認できる同意書等が保管されていますか。****【確認方法】** |
| **③評議員会はすべて有効に成立していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数の出席が必要です。・普通決議は出席者の過半数の賛成をもって行い、特別決議は3分の2以上の賛成をもって行われる必要があります。・評議員会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）はできません。・評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができません。そのため、特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に確認する必要があります。 | 社会福祉法第45条の9第8項 |
| **④評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員がいるか確認していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |
| **⑤今年度及び前年度において、評議員会の決議又は報告を省略し、決議又は報告があったものとみなしたものはありますか。**＜「はい」の場合は、(a)の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・議決に加わることができる評議員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、決議又は報告があったものとみなされます。 | 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び第195条 |
| **(a)評議員全員の同意が確認できる書面等が保管され、主たる事務所に備え置かれていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員全員の同意が客観的に確認できる書面（同意書等）が全員分保管されている必要があります。 | 社会福祉法施行規則第２条の15第４項第１号、第２号 |
| **(b)議事録を作成していますか。** |  | ・決議を省略した場合の議事録記載事項①決議を省略した事項の内容②決議を省略した事項の提案をした者の氏名③評議員会の決議があったものとみなされた日④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名・理事の評議員会への報告を省略した場合の議事録記載事項①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容②評議員会への報告があったものとみなされた日③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **⑥評議員について、記入してください。**※例　自令和7年6月　　　至令和11年の定時評議員会の終結の時まで

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 職業 | ※現在の任期 |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |

 |

| **自主点検項目** | **点検結果** | **記入欄及び点検のポイント** | **根拠法令等****[確認資料]** |
| --- | --- | --- | --- |
| **⑦評議員会の開催状況について、記入してください。（書面開催の場合は備考欄に「書面」と記入）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 招集通知日 | 開催日 | 出席者数／評議員現員数 | 欠席評議員氏　名 | 議　題 | 備考 |
| 前年度 |  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
| 本年度 |  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |

 |
| **⑧欠席した評議員が書面により議決権の行使をしていませんか。** | **☐はい****☐いいえ** | ・議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）はできません。 | 指導監査ガイドラインP9～13 |
| **⑨定時評議員会は、６月末日までに開催されていますか。** | **☐はい****☐いいえ** | ・決算は定時評議員会の承認を受けたものでなければなりません。・決算に関する計算書類等を毎年６月末日までに、所轄庁に届出をしなければならないため、開催日は理事会と２週間（中１４日間）以上の間隔を確保して、毎年６月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはその時）までに招集されている必要があります。 | 社会福祉法第45条の30、第45条の31、第59条第１項社会福祉法規則第2条の40 |
| **⑩今年度及び前年度において、通算して２回以上評議員会を欠席している評議員がいませんか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員会の役割の重要性から、実際に評議員会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、継続的に評議員会を欠席することとなることは適当ではありません（自然災害、病気等やむを得ない理由による欠席はその限りではありません）。・この場合に、不適当であるとの判断基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとします。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が１回のみである場合には、直近２回の評議員会を欠席している者であることとします。・決議の省略を行った場合は、出席とみなします。 |  |
| **⑪欠席した評議員について欠席事由を確認していますか。** | **☐はい****☐いいえ** |  |  |
| **⑫評議員会の要議決事項は、定款に規定するとおり審議され、議決されていますか。** | **☐はい****☐いいえ** |  |  |
| **⑬前年度評議員会において審議したものについて、右の表の該当する事項に○を付けてください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議事項 | 回答欄 |
| 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 |  |
| 役員等の報酬等の決議 |  |
| 役員等の責任の免除 |  |
| 役員等の報酬等の基準 |  |
| 計算書類、財産目録の承認 |  |
| 定款の変更 |  |
| 解散の決議 |  |
| 合併の承認 |  |
| 社会福祉充実計画の承認 |  |

 |  |
| **⑭決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・決算手続きは計算書類等、事業報告について監事監査を受けた後、理事会の承認を得て、２週間の備え置き（閲覧）期間後、定時評議員会で承認を経てください。※会計監査人未設置法人の場合 | 指導監査ガイドラインP10 |
| **⑮議事録は法令及び定款の規定に基づき、整備されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **⑯議事録の記載事項の有無について、記入してください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 記録内容 | 記録の有無 |
| 開催日時及び場所 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 議事の経過の要領及びその結果 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 特別の利害関係を有する評議員氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無[ ] 該当無 |
| 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言（監事による監事の解任又は辞任に関する意見等） | [ ] 有　　　[ ] 無[ ] 該当無 |
| 出席した評議員、理事、監事等の氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 議長の氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 議事録を作成した者の氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 議事録署名人の署名（記名押印） | [ ] 有　　　[ ] 無 |

 |  |
| ・評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し、評議員及び債権者が閲覧できるように主たる事務所、従たる事務所に備え置く必要があります。・開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項①評議員会が開催された日時及び場所②評議員会の議事の経過の要領及びその結果③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称⑥議長の氏名（議長が存する場合に限る。）⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名・定款に定められた議事録署名人が署名又は記名押印してください。 | 社会福祉法第45条の11第１項社会福祉法施行規則第２条の15第３項 |
| **５　役員（理事・監事）** |
| **(1)基本事項****①役員について、右の事項を記入してください。** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 定数（定款上） | 現員 | 欠員（欠員発生日） |
| 理事 | 名 | 名 | 　　名（　　年　　月　　日） |
| 監事 | 名 | 名 | 　　名（　　年　　月　　日） |

・理事は６名以上、監事は２名以上とされています。 | 指導監査ガイドラインP13～18社会福祉法第44条第3項 |
| **②欠員がある場合、補充のための手続きが進められていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **③役員選任手続き状況について、右の事項を記入してください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 選任状況 |
| 役員は法令及び定款に定められた方法で選任されていますか。 | [ ] はい　　[ ] いいえ |
| 監事選任時に監事の過半数の同意を得ていますか。 | [ ] はい　　[ ] いいえ |
| 理事長は、理事会で選定されていますか。（業務執行理事についても同様） | [ ] はい　　[ ] いいえ |
| 定時評議員会終結のときまでに選任されていますか。 | [ ] はい　　[ ] いいえ |

 | 社会福祉法第43条第１項、第45条の13第3項、第45条の16第２項第２号社会福祉法第43条第３項により準用される一般法人法第72条第１項 |
| ・役員の選任は評議員会の決議により行います。・理事長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定されなければなりません。・**理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければなりません。** |
| **④役員選任に係る書類等について、整備状況を右の表に記入してください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 整備状況 |
| 役員名簿 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 役員就任の意思表示があったことが確認できる文書（就任承諾書等） | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 履歴書 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 役員選任に係る理事会及び評議員会の議事録 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 役員選任に係る理事会に欠席した監事がいる場合は、欠席した監事が監事選任に同意したことを確認できる書類 | [ ] 有　　　[ ] 無 |

・理事のうち**「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」**として選任された者が含まれていること及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを客観的に確認するため、理事の選任に関する書類（履歴書、評議員会議事録等）は法人において保存される必要があります。・監事について**「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」**として選任された者がいること、及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを客観的に確認するため、監事の選任に関する書類（履歴書、評議員会議事録等）は法人において保存される必要があります。・監事の選任に関しては、選任時に監事の過半数の同意があったことを確認できる書類が必要です。（監事選任議案を評議員会に提出することを決議した理事会議事録又は監事の同意書）・理事・監事就任の承諾の有無については、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書等の徴収）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要があります。 | 社会福祉法第44条第5項 |
| **⑤役員の任期は、議事録及び就任承諾書等の書面で明確になっていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **⑥役員について、記入してください。**※例　自令和7年6月　　　至令和9年の定時評議員会の終結の時まで

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 年齢 | 住所 | 職業 | ※現在の任期 |
| 理事長 |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
|  |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
| 監事 |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |
| 監事 |  |  |  |  | 自 |  |
| 至 | 年の定時評議員会の終結の時まで |

※業務執行理事を置いている場合は、「役職名」欄に記載してください。 |

| **自主点検項目**・年　　　回開催・直近の開催日　　　年　　月　　日 | **点検結果** | **記入欄及び点検のポイント** | **根拠法令等****[確認資料]** |
| --- | --- | --- | --- |
| **(2)理事****①理事について、欠格事由に該当する者、各役員と親族等特殊の関係にある者等が選任されていませんか。**＜「いる」の場合は、(a)の設問に回答してください。＞ | [ ] **いない**[ ] **いる** | ・親族等の特殊の関係にある者①配偶者②三親等内の親族③厚生労働省令で定める者・欠格事由①法人②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者 | 指導監査ガイドラインP15～18社会福祉法施行規則第２条の10 |
|  | **○いるの場合、当該理事の氏名及び欠格事由、特殊の関係等の内容を記入してください。** |  |
| **(a)各役員と親族等特殊の関係にある者が理事に選任されている場合、理事総数の３分の１（上限は３人）を超えて選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **②理事選任について、欠格事由に該当していないことを確認した際の方法を記入してください。** | **〇欠格事由に該当していないことを確認した際の方法**・確認方法の例示履歴書、誓約書、官公署が発行する書類等 |  |
| **③関係行政庁の職員又は地方公共団体の長等が理事として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○いるの場合、当該理事の氏名を記入してください。** |  |
| **④暴力団員等の反社会的勢力の者が理事として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認した際の方法を記入してください。** |  |
| **⑤理事として含まれていなければならない者について記入してください。** | **○『社会福祉事業の経営に関する識見を有する者』の氏名を記入してください。**・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者の例①社会福祉に関する教育を行う者②社会福祉に関する研究を行う者③社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者④公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者**○『当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者』の氏名を記入してください。**・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者の例①社会福祉法人等社会福祉事業を行う団体の役職員②民生委員・児童委員③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等④医師、保健師、看護師等保健医療関係者⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員⑥その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者**○理事として選任されている『施設の管理者』の氏名を記入してください。（施設を設置している社会福祉法人の場合）** | 「社会福祉法人の認可についての一部改正について」令和２年３ 月３１日付社援基発０３　３１第１号他 |
| **(3)監事****①監事について、欠格事由に該当する者、各役員と親族等特殊の関係にある者等が選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** | ・欠格事由①法人②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者・親族等の特殊の関係にある者①配偶者②三親等内の親族③厚生労働省令で定める者・法人の理事又は職員を兼ねることはできません。 | 指導監査ガイドラインP18～24社会福祉法施行規則第２条の10 |
|  | **○いるの場合、当該監事の氏名及び欠格事由、特殊の関係等の内容を記入してください。** |  |
| **②監事選任について、欠格事由に該当していないことを確認した際の方法を記入してください。** | **〇欠格事由に該当していないことを確認した際の方法**・確認方法の例示履歴書、誓約書、官公署が発行する書類等 |  |
| **③監事について、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれに類する他の職務を兼務していませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○いるの場合、当該監事の氏名を記入してください。** |  |
| **④当該法人に係る施設の整備・運営と密接に関連する業務を行う者が監事に選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** | ・法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に計算書類等を作成する立場にある者が、当該計算書類等を監査することは自己点検に当たるため適当ではありませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっていいる場合については、監事に選任することは可能です。 |  |
|  | **○いるの場合、当該監事の氏名を記入してください。** |  |
| **⑤関係行政庁の職員又は地方公共団体の長等が監事として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○いるの場合、当該監事の氏名を記入してください。** |  |
| **⑥暴力団員等の反社会的勢力の者が監事として選任されていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認した際の方法を****記入してください。**・確認方法の例示履歴書、誓約書、官公署が発行する書類等 |  |
| **⑦監事として含まれていなければならない者について記入してください。** | **○『社会福祉事業について識見を有する者』の氏名を記入してください。**・社会福祉事業について識見を有する者の例①社会福祉に関する教育を行う者②社会福祉に関する研究を行う者③社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者④公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者**○『財務管理について識見を有する者』の氏名を記入してください。**・財務管理について識見を有する者の例①公認会計士②税理士③社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者 | 「社会福祉法人の認可についての一部改正について」令和２年３ 月３１日付社援基発０３　３１第１号他 |
| **(4)理事会****①理事会の開催状況について、記入してください。（書面開催の場合は備考欄に「書面」と記入）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 招集通知日 | 開催日 | 出席者数／理事現員数 | 欠席理事・監事氏　名 | 議題 | 備考 |
| 前年度 |  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
| 本年度 |  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |
|  |  | ／ |  |  |  |

 |
| **②欠席した理事が書面により議決権の行使をしていませんか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドラインP25～27 |
| **③今年度及び前年度において、２回以上連続して理事会を欠席している理事又は監事がいませんか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事会の役割の重要性から、実際に理事会に参加できない者が名目的・慣例的に理事・監事として選任され、その結果、継続的に理事会を欠席することとなることは適当ではありません（自然災害、病気等やむを得ない理由による欠席はその限りではありません）。この場合の理事・監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を２回以上続けて欠席している者であることとします。・決議の省略を行った場合は、出席とみなします。 | 指導監査ガイドラインP16 |
| **④欠席した理事又は監事の欠席事由を確認していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **⑤理事会の招集通知は、法令及び定款に定めたとおりに発出されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事会を招集する者は、理事会の日の１週間（中７間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。 | 指導監査ガイドラインP25 |
| **⑥今年度及び前年度において、招集通知を省略して開催した理事会がありますか。**＜「はい」の場合は、(a)の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができますが、この際には、理事・監事全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。 | 社会福祉法第45条の14第９項により準用される一般法人法第94条第２項 |
| **(a)理事及び監事の全員の招集通知の省略の同意が確認できる同意書等が保管されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **⑦理事会は、すべて有効に成立していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事会で決議を行うためには、議決に加わることができる理事の過半数の出席が必要です。・普通決議は出席者の過半数の賛成をもって行い、特別決議は3分の2以上の賛成をもって行われる必要があります。 | 社会福祉法第45条の14第４項 |
| **⑧理事会の決議に、特別の利害関係を有する理事がいないか確認していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができません。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は、その決議を行う前に確認する必要があります。 | 社会福祉法第45条の14第5項 |
| **⑨今年度及び前年度において、理事会の決議を省略し、決議があったものとみなしたものはありますか。**＜「はい」の場合は、(a)(b)の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなします。 | 社会福祉法第45条の14第９項により準用される一般法人法第96条 |
| **(a)** **理事全員の同意が確認できる書面等及び監事が異議を述べていないことを示す書面等が保管され、主たる事務所に備え置かれていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事全員の同意及び監事から異議がないことを客観的に確認ができる書面（同意書等）を保管しておく必要があります。 | 社会福祉法施行規則第２条の17第４項第１号 |
| **(b) 議事録を作成していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・決議を省略した場合の議事録記載事項①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容②①の事項の提案をした理事の氏名③理事会の決議があったものとみなされた日④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |  |
| **⑩理事長（及び業務執行理事）が、実際に開催された理事会において、自己の職務執行に関する報告を法令又は定款に定める回数以上報告していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事長及び業務執行理事の業務の執行状況報告は実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）で行うことが必要です。 |  |
| **⑪理事会の要議決事項は、定款に規定するとおり審議され、議決されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **⑫前年度理事会において審議したものについて、右の表の該当する事項に○を付けてください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議事項 | 回答欄 |
| 予算（補正を含む）、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 |  |
| 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 |  |
| 定款変更 |  |
| 合併 |  |
| 解散、解散した場合における残余財産の帰属者の決定 |  |
| 社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項 |  |
| 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更 |  |
| 施設長の任免その他重要な人事 |  |
| 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く） |  |
| 役員等の報酬に関する事項 |  |
| 理事長専決事項の事後報告 |  |

 |  |
| **⑬法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されていますか。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 記録内容 | 記録の有無 |
| 開催日時及び場所 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 理事又は監事の請求により招集されたときはその旨 | [ ] 有　　　[ ] 無[ ] 該当無 |
| 議事の経過の要領及びその結果 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 特別の利害関係を有する理事氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無[ ] 該当無 |
| 法の規定に基づき理事会において述べられた意見又は発言（利益相反行為の報告、必要があると認めた場合に行う監事の意見等） | [ ] 有　　　[ ] 無[ ] 該当無 |
| 出席した理事・監事等の氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 議長の氏名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |
| 理事全員又は議事録署名人の署名 | [ ] 有　　　[ ] 無 |

・理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであることから、法人においては、理事会の決議の内容等について記録した議事録を作成し、評議員及び債権者が閲覧できるように主たる事務所、従たる事務所に備え置く必要があります。・議事録の記載事項①理事会が開催された日時及び場所②理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨ⅰ招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたものⅱ招集権者以外の理事が招集したものⅲ監事が招集を請求したことにより招集されたものⅳ監事が招集したもの③理事会の議事の経過の要領及びその結果④決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名⑤法の規定に基づき理事会において述べられた意見又は発言があるときは、発言の内容の概要⑥理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名⑦理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）⑧議長の氏名（議長が存する場合） | 指導監査ガイドラインP28～30社会福祉法第45条の14第2項、第3項、第6項社会福祉法第45条の18第３項により準用される一般法人法第101条第2項、第3項社会福祉法施行規則第２条の17第３項 |
| **６　監事監査等** |
| **①法令で定めるところにより、監査報告書を作成していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | **〇監事監査の実施年月日を記入してください。****「　　　　年　　　月　　　日」**・監事監査において監事は、理事の職務の執行、毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について監査し、次の内容を記載した監査報告を作成しなければなりません。①監事の監査の方法及び内容②監査報告を作成した日③計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見④事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見※該当する場合は以下の項目を追加⑤監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由⑥追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な偶発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）⑦当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実⑧部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由※ 規則第２条の40第２項において財産目録の承認手続についても当該条項が準用されます。 | 指導監査ガイドラインP22～24社会福祉法第45条の18第１項、第45条の28 |
| **②監事監査報告書は理事会に提出されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | **〇提出されている場合は、理事会提出年月日を記入してください。****「　　　　年　　　月　　　日」** |  |
| **③監事に指摘された事項はありますか。** | [ ] **ない**[ ] **ある** |  |  |
|  | **○あるの場合、指摘の内容を記入してください。** |  |
| **④毎会年度終了後３カ月以内に監事監査報告書の写しを甲府市長（所轄庁）に届出ていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・電子開示システムによる届出が可能です。 | 社会福祉法第59条社会福祉法施行規則第9条第3号 |
| **⑤外部監査を活用していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
|  | **○はいの場合、実施方法を記入してください。** |  |
| **⑥福祉サービス第三者評価事業を受審していますか。**＜「はい」の場合は、(a)の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・社会福祉法人は、福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないため、事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業を積極的に活用し、その結果についても公表することにより、サービスの質の向上に努めることが望ましいとされています。 | 社会福祉法第78条第１項 |
|  | **○はいの場合、対象施設を記入してください。** |  |
| **(a)その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **７　役員等の報酬** |
| **(1)評議員の報酬等の額（無報酬の場合はその旨）を定款に定めていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・評議員の報酬等の額は定款に明記する必要があります。また、報酬等がある場合は、別に報酬支給基準を定め、評議員会の承認を得る必要があります。 | 指導監査ガイドラインP33～36社会福祉法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条社会福祉法第45条の35第2項 |
| **(2)報酬を支給していますか。**＜「はい」の場合は、①の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **①報酬支給基準は評議員会の承認を得ていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(3)理事・監事に報酬等を支給していますか。**＜「はい」の場合は、①の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・理事・監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要があります。また、報酬等がある場合は、別に報酬支給基準を定め、評議員会の承認を得る必要があります。 | 社会福祉法第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条社会福祉法第45条の35第2項 |
| **①報酬支給基準は評議員会の承認を得ていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(4)理事、監事及び評議員の報酬支給基準には、規定すべき事項が規定されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・支給基準の内容については、次の事項を定める必要があります。①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分②報酬等の金額の算定方法③支給の方法④支給の形態 | 社会福祉法施行規則2条の42 |
| **(5)理事、監事及び評議員の報酬等が定款及び支給基準に従って支給されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **８　人事管理** |
| **(1)施設長等の「重要な役割を担う職員」について、範囲が定められ、理事会の決議により任免が行われていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(2)それ以外の職員の任免について、法人の規定等に定められた手続きにより行われていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(3)職員の総人員（施設職員等を含む）を右にご記入ください。** |  | （　　　 　人） |  |
| **(4)施設に属さない職員（法人本部専任職員、収益事業職員等）はいますか。**＜「はい」の場合は、①の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| 1. **施設に属さない職員について次の事項を記入してください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 職名 | 年齢 | 職務内容 | 給与 |
| 本俸 | その他 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

 |
| **９　施設整備計画** |
| **(1)今後数年のうちに施設整備（増築、改築、大規模修繕、土地取得等）を行う計画はありますか。**＜「はい」の場合は、①の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **①施設整備を行う計画について、次の事項を記入してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備箇所 | 計画年度 | 整備内容 | 予定する財源 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注）・整備内容欄には、次の事項をもれなく記載してください。　　　　増築、改築、大規模修繕、土地取得等の整備区分　　　　計画規模（定員、建物規模等）　　　　計画事業費　等・予定する財源欄には、国庫補助、県補助、市町村補助、民間等主な補助金名を記入してください。 |
| **１０　地域における公益的な取り組み** |
| **(1)「地域における公益的な取り組み」を実施していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | 「地域における公益的な取組」は次の要件をすべて満たす必要があります。①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること③無料又は低額な料金で提供されること | 指導監査ガイドラインP38～39 |
|  | **○はいの場合、内容を記入してください。** |  |
| **１１　社会福祉事業** |
| **(1)社会福祉事業は、全事業のうち主たる地位を占めるものとなっていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドラインP39～42 |
| **(2)社会福祉事業の収入を法令及び通知上認められない使途に充てていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **１２　公益事業** |
| **(1)公益事業を行っていますか。**＜「はい」の場合は、①～④の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・公益事業とは、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要があります。また、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならないとされています。 | 指導監査ガイドラインP42～44 |
| 1. **定款に規定されていますか。**
 | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **②実施事業に社会福祉との関連性又は公益性はありますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **③公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **④剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **１３　収益事業** |
| **(1)収益事業を行っていますか。**＜「はい」の場合は、①～⑤の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドラインP44～46 |
| **①定款に規定されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・結果的に収益が生じる場合であっても収益事業として定款に記載する必要のないもの①当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合②たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合③社会福祉施設等において、もっぱら施設利用者の利便に供するための売店を経営する場合 |  |
| **②収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
| **③収益は社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
|  | **○はいの場合、前年度充当額を記入してください。****円** |  |
| **④当該法人の社会的信用を傷つけるおそれはありませんか。また、投機的なものではありませんか。** | [ ] **ない**[ ] **ある** |  |  |
| **⑤当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれはありませんか。** | [ ] **ない**[ ] **ある** |  |  |
| **１４　資産** |
| **(1)社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していますか。**＜「いいえ」の場合は、①、②の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | **・法人監査資料別紙（資産・負債）の「土地・建物」を****作成してください。** | 指導監査ガイドラインP47～52 |
| **①地方公共団体等から借用している場合、その使用許可を得ていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ**[ ] **該当なし** | **・借用不動産がある場合は、法人監査資料別紙（資産・****負債）の「借用不動産」を作成してください。** |  |
| **②地方公共団体等以外から借用している場合、必要な期間の借地権又は地上権の契約をし、かつ、登記していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ**[ ] **該当なし** |  |  |
| **(2)基本財産、その他財産（基本財産以外の財産）、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(3)基本財産は、定款に記載された基本財産と一致していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドラインP47～48 |
| **(4)不動産については、すべて所有権の保存登記がなされていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **(5)基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し、又は、担保に供していませんか。また、他の目的に使用していませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  |  |
|  | **○いるの場合、内容を記入してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産の内容 | 処分等の区分 | 原因年月日 | 相手方及び理由 |
|  | [ ] **処分**[ ] **貸与**[ ] **担保**[ ] **目的外使用** |  |  |

 |
| **(6)基本財産以外の財産（公益事業用財産、収益事業用財産、その他財産）は適正に管理され、処分がみだりに行われていませんか。** | [ ] **いない**[ ] **いる** |  | 指導監査ガイドラインP48～49 |
| **(7)株式を保有していますか。**＜「はい」の場合は、①、②の設問に回答してください。＞ | [ ] **はい**[ ] **いいえ** | ・社会福祉法人が保有することを認められた株式①基本財産以外の資産の管理運用の場合②基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）③未公開株のうち、社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること等・特定の営利企業の全株式の20％以上を保有している場合については、法人は、社会福祉法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要等の事項を記載して所轄庁に届出をする必要があります。 | 審査要領第２の（９）から（11） |
| **①法令上保有が認められたものとなっていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **②特定の営利企業の全株式の20％以上を保有していますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  |  |
| **１５　その他** |
| **(1)福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていますか。** | [ ] **はい**[ ] **いいえ** |  | 指導監査ガイドライン75～76 |
| **(2)次の書類の主たる事務所（及び従たる事務所）への備え置きとインターネットの利用による公表について****記入してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類 | 備え置きの有無 | インターネットの利用による公表の有無 |
|  | 定款 | [ ] 有 | [ ] 無 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 事業報告 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
|  | 事業報告の附属明細書 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
| ※ | 計算書類 | [ ] 有 | [ ] 無 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 計算書類の附属明細書 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
|  | 財産目録 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
|  | 社会福祉充実残額算定シート | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
| ※ | 社会福祉充実計画（策定している場合） | 任意 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 監事監査報告 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |
| ※ | 現況報告書 | [ ] 有 | [ ] 無 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 役員等名簿 | [ ] 有 | [ ] 無 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 役員等報酬支給基準 | [ ] 有 | [ ] 無 | [ ] 有 | [ ] 無 |
|  | 事業計画書 | [ ] 有 | [ ] 無 | 任意 |

※計算書類、社会福祉充実計画、現況報告書、定款、役員等名簿、役員等報酬支給基準は、「財務諸表等電子開示システム」で内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたとものとみなされます。 |